

める国民の声からつくられてきたというのも一面だろうと思います。多くの障害のある子どもや保護者の願いによって支えられてきたという側面があって今の形があるわけです。ただ、これからどうしようかという議論はしていかなければいけないと思います。それが1つですね。それからもう1つ、先生は大学進学につながらないとおっしゃいましたが、これは少し違まして、知的障害特別支援学校の高等部であっても高等学校の卒業に準ずる教育を受けたという資格は持てます。単位の習得は確かにできませんが、高等学校の卒業をしたという資格は取得できるわけです。その後、大学教育に足るかどうかという判断は大学側の問題ですから、卒業資格として、あるいは入学資格として十分あるというのが私どもの認識です。入学資格があるということ、入学を許可するというのは別の議論になります。知的障害特別支援学校の高等部を卒業し、実際に大学に入学されている方もおります。

【川合】まだご質問が出てくるとは思いますが、時間が参りました。もし、基調報告につきましてご質問等ございましたら、一旦分科会を挟みまして、その後こちらの会場で総合討議を行います。その時に、分科会の話もしながら、基調報告についてもご質問等していただければと思います。ありがとうございました。

VI. 分科会1 共生社会とインクルージョンの関係について

司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 落合 俊郎

記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 谷本 忠明・若松 昭彦

【落合】分科会1を始めたいと思います。共生社会とインクルージョンというテーマでこの分科会を開催いたします。現在、国連障害者権利条約を批准するために政府は様々な準備をしているわけですが、多分、大規模で行うシンポジウムとしては、最初のシンポジウムになるのではないかと思います。予想外に参加者が少なくて大変ショックです。国連障害者権利条約批准は、特殊教育から特別支援教育に移行するよりも、もっとかなり大きな変化であり、様々な点がチェックされているのではないかと思います。ですから、こんなに少ない参加者で、これからの日本は大丈夫かと思う次第です。共生社会とインクルージョンの考え方ですが、私が口頭で発表しましたように、障害者の権利条約ということで審議されているわけですが、障害者の人権というのは、すべての人々の権利を代表しているということで、本当は様々な困難を抱えている人、高齢者を含めてですけど、そういう人々が、安心して暮らすための社会をつくるということが含まれており、非常に重要なテーマではないかと思います。小学校・中学校・高校・特別支援学校の学習指導要領が出ましたけれども、学習指導要領にはノーマライゼーションということばも、インクルージョンということばも書いていません。ここで共生社会とインクルーシブ教育について論ずることは、私が運動論者であるとか、そういうことではなく、今の日本の社会を客観的にみてもたら、インクルージョンやソーシャル・インクルージョンという考え方が学校の中で行われるということを実感にとらえる必要があるのではないかと思います。

インクルーシブ教育は運動論ではなく、社会・経済的な含蓄があるのではないかということについて、午前中の話の中で説明しました。現在議論されている権利の話、ノーマライゼーション、インテグレーション（統合教育）を組織的と言いますか、構造的にまとめたのが、ウォーノック報告です。けれども、それを仕掛けたのがマーガレット・サッチャーです。彼女がウォーノック報告作成のための諮問委員会を立ち上げたということは、彼女自身が英国社会を新自由主義的な方向に動かそうと様々な戦略というものを考えながら諮問し、彼女が首相になってからウォーノック報告の中身を実現していくわけです。ですから、ウォーノック報告の中身は、当時の日本の運動論に近く、今日の障害者権利条約の中で議論されている中身に近いということは、障害者の権利を云々するだけの単純なことではなく、社会・経済的な国の在り方も議論されていることを見抜く力が必要だと思えます。日本は世界で最も高齢者が多くて、世界で最も財政赤字が多いわけですから、こういう状況の中で、皆が助け合う社会、共生社会をつくっていかねば、大変なことになると思います。そのような意味で共生社会とインクルージョンということを経済報告の中で報告したわけです。この分科会1と同じテーマで話をしたわけですが、私の話した内容について、ご意見、批判等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【フロア】質問よろしいでしょうか。午前中の話で、OECD加盟国の中で日本は財源が大変少ないということ

したが、文科省の説明では、特別支援教育予算の試算が2兆円という話がありました。実際にイギリスで行われているインクルーシブ教育に使われている費用というものは、どのくらいなのでしょう。

【落合】費用全体というかたちでは、試算していないのですけれども、例えば、特別支援学校の、1人の子ども当たりどれくらいの方が対応しているのかという、そういうことで調べたことがあるのですが、日本の場合、1人の先生に対して、約1.6人ですが、イギリスの場合は5人ですね。ですから、人件費としては1/3くらいしかかかっていないと考えることができますと思います。それから現在のことに限っては、私も調べてないのですが、1980年代後半は、看護師や保育士が学校に入っていました。特別支援学校の教室の職員の半分が教員で、その他は保育士や看護師でした。財政的には、安上がりにしたと思います。

【フロア】そうしますと、日本が目指そうとしている教育は、かなり理想的なのでしょう。

【落合】今のところ私には分かりません。例えば、1人の教員が1.6人の子どもについている特別支援学校の現状を維持しながら、かつ、今日、文部科学省からの第一次意見案が紹介されましたが、あの内容を同時にやる、例えば弱視や難聴の子どもがいたら、手話や点字ができる専門家を学校に入れるなどをすれば、世界でも珍しい状況になると思います。特別支援学校でかなり豊富な予算を使って、さらに通常の学校の中でも同じことをやろうとすると、他の国では見られない状況になると思います。英国の場合、ウォーノック報告は、その審議過程で財政破綻の洗礼を受けています。また、実施された時期は新自由主義の時代で、「大きな政府」から「小さな政府」へと移行しつつありましたから、日本とは意識が異なっていたと思います。

【フロア】今のご質問と絡んで、保育士・看護師が半数いるという評価を、先生はどうされてきましたか。

【落合】私が実際イギリスにいたのは、1970年代後半と1980年代後半でした。当時は日本としては、重度重複障害児教育の全盛期といいますか、他の国では厚生省関係の病院とか施設に入っている子どもを義務教育の中に入れたということで、自信をもっていた時代ですので、養護学校には専門性の高い教員がいて、学校では教師だけが教えるのが普通じゃないかと思っていました。私が直接入ったのは、いわゆる日本でいえば総合養護学校ですけれども、肢体不自由と知的障害、それに重度・重複障害の子どもたちですね。そうすると、医療的ケアの必要な場合には、看護師が対応する。それから、遊んだり歌を歌ったりする時には保育士がやるという分業をしていました。教師はウォーノック報告の主旨に則ってIEPを作って、他の職種の専門家を監督していく、そういうやり方だったわけです。これを見て思い出したのは、ある日本の重症心身障害施設での出来事です。子どもたちに様々なタイプの人がかかわっていました。例えば、訪問教育の教員が肢体不自由特別支援学校から派遣されて対応します。それから、保育士、看護師、看護助手という、大体4種類くらいの職員がかかわるわけですけれども、給料日近くになると非常に空気があやしくなる。なぜかという、同じ仕事をしているのに、看護助手と教員の給料を比べたら、多分、給料が2倍か3倍くらいの違いになるんですね。看護助手は高校卒業してすぐの女性が主でした。同じ仕事をしていてどうしてこんなに給料が違うんだという意味なのです。当時は、個別の指導計画の作成を義務づけられているわけでもありません。教員も特別支援学校免許を所有していないとか、普通高校から重症児施設の訪問教育の教員として、突然異動してくるとか、様々な問題がありました。このような状況のなかで、看護助手のほうが歌を歌ったり、ダンスをするのがうまいとか、長時間子どもをみているとか、そのような不満を意味していたわけです。今日でそのようなことはないと思いますが。英国の場合、財政破綻して、新自由主義の流れになり、予算の効率的な使い方を真剣に考えなければならない状況になっていたわけです。他の分野にも金を使わなければならない中で、教員を通常の学校に異動し、少ない教員が保育士や看護師を個別の指導計画の下で監督・指導する体制を作っていたと思います。当時は、財政破綻して数年経っている状態とは思いませんでした。それともう1つエピソードがありました。私が、その特別支援学校に行くと、「日本だったら、重度の子どもに対しては、例えば、修士号をもっているだとか、そういう専門性の高い教師が入る。保育士が入るなんてありえない」と言ったわけです。そしたら、「日本は、裕福だからそんなことができるのだ。我々は、財政破綻したから、とてもそういうことはできないのだ。」ということを知りました。それから、日本でしたら重度・重複障害のある子どもでも、キャリア教育などをするわけですが、校長は、「重い子は重いこの役割がある。つまり、彼らが就職ということを目指すのではなくて、彼らと関わることによって生きがいを感じ、救われる人もいるんだ。教会に行くように。だから、あえて就職ということをもち出さなくてもいいんだ。」ということを知りました。きっと日本では批判されるだろうとは思ったんですけれども。このような一連の流れは、財政破

統そして新自由主義への移行という政治的な流れが底辺にあったという時代背景があります。日本も財政破綻したギリシャの2倍近い財政債務を抱えているわけですから、注意しなければならないことであり、全く拒否すべきことなのか、学ぶことがあるのかも検討する時期ではないかと思えます。

【フロア】もう1つ。財政の問題は絡むと思うのですが、専門性の観点で、財政破綻をしなくても、総合的な関係性や直接的な観点で、保育士や看護師がいるとか、先程おっしゃった、重い子は就労だけがすべてでないよね、そういう場、共生社会のイメージがね、すべてのイメージなんですけど、共生社会を皆で作っていかうとする、財政破綻がしょうがしまいが、そういった人たちを配置するという発想はあるのではないかと思えます。なので、財政破綻の問題だけで言われたというのはどうなのでしょうね。

【落合】イギリスには伝統的にチャリティーの思想は元々あったと思えます。その歴史的経過を聞いたことがあります。最初は、この施設併設の学校で、重度・重複障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対して看護師が対応するとか、現在の日本と同じですね。医療スタッフや保育士も教員もいるという状況があったわけです。しかし、サッチャー政権になってから財政破綻から新自由主義、財政の縮小という一連の政治的な流れが、中味を変えていったと思えます。特別支援教育の問題だけでなく、ご承知の通り、新自由主義の問題は、社会的格差を大きくし、その結果社会不安を大きくしたという問題があり、いわゆる「第三の道」という社会民主主義と新自由主義の折衷様式に移行したわけですが、財政問題の解決、予算の効率的使用ということだけを解決しようとして、大きな禍根を残すことになったわけです。

【フロア】学習指導要領の話ですが、なぜノーマライゼーションやインテグレーションが入らないのか。研究者あるいは文科省の発想なのか。今日この分科会では、全然参加者が少ないですね。インクルーシブな社会を作ることによって、すべての人たちが幸せになるために、どうやって協同して社会を作っていくか、そういうテーマなので、もっと社会全体が動くと思っていた。そういうことができない文科省の今までの施策がこういう形になったと思っています。ここからが質問ですが、先生のおっしゃる共生社会を作っていくために、インクルーシブ教育がどこまで突破口になるのか、その辺の見通しを少しお聞かせください。

【落合】まず、学習指導要領についてですが、例えば総則では、通常の学級にも障害児がいると書いてあるのです。それは、何もLDだけではなく、難聴も弱視の子もいると書いてあります。例えば、理科の時間に弱視の子どもがいたら、理科の実験をする時にどうするのかという問題が出てくるわけですが、その点については総則の中に書いてあるのです。しかし、理科の学習指導要領の中には、弱視の子がいた場合にこういうことをしなさいとは書いてありません。ですから、そういうところから始める必要があると思えます。特別支援学校、旧盲学校、旧聾学校の教員が、総則に書いてあることを受けて、小学校、中学校、高等学校の各教科の学習指導要領に、これまでの経験や知識をどうやって盛り込んでいくのか、そこが最初の出発点ではないかと思えます。肢体不自由の人が体育の時間に、肢体不自由の子どもが体育の時間にどうするのか、あるいは、難聴の子どもが音楽の時間や英語の時間をどうするのかについてまで言及しています。でも、具体的な話に展開してない。まずやるべきなのは、そこじゃないかと思えます。例えば、盲学校や聾学校はいらぬという話も出てきているわけですが、そういう状況の中で専門性を持っているのは、盲学校や聾学校の先生だったりするわけですね。インクルージョンは、出発できる可能性があると思うんですよね。そして、ウォーノック報告でも、障害児と非障害児は連続体だと書いてあります、合理的配慮を実施すれば、障害のない子どもに対しても、様々なプラスの影響が出てくるとい論を展開する必要があるのではないかと思えます。ですから、今新たに、とんでもないことをやろうという話ではなくとも、学習指導要領を皆で考えていくということも、良いことだと思います。

【フロア】大学院修士課程で教育学を専攻しております〇〇と申します。ウォーノックレポートが、新自由主義の考え方に影響を与えているというお話があったと思うのですが、どういう影響を受けているのかが、自分の中で、イメージがつかなくったんですね。私の中のウォーノックレポートのイメージが、もしかしたらずれているのかもしれないのですが、どういったことで、ウォーノックレポートの、新自由主義的な影響を考えればよいのかが分からないので説明していただければと思います。

【落合】例えば、先ほどウォーノック報告が作られてから、実際に動き始めた時に、特別支援学校の中に教員に代って看護師・保育士がいるということは、新自由主義の中のエージェンシー理論に当てはまると思えます。特別な教育的ニーズという考え方も、規則や法律に基づいた官僚的構造から目的や機能の実現をめざした方法への移行

も新自由主義の目的にありましたが、障害の医学的カテゴリーから教育的ニーズへ転換した部分も類似していると思います。サッチャーのノーマライゼーションの思想にも新自由主義的な匂いを感じるところもあります。例えばバンク・ミケルセンのノーマライゼーションは、地域で生活するのは障害者の権利だというわけですけども、しかし彼女が言うノーマライゼーションは、地域の責任だとしています。老いも若きも、障害がある人もない人も、地域で生活するためには、幾万のボランティアが責任をもって、地域で支えることが重要だという言い方です。ですから、サッチャーが言うのは、障害者の権利だけじゃなくて、地域の責任という言い方をしています。ですから、戦略的のものが裏側にあるという感じがするのです。

【フロア】 すみません。〇〇と申しますが、今のお話では、新自由主義の環境の中で、日本の場合、統一しようと、そういった取り上げ方で、聞いてしまいがちになるのですが、新自由主義が台頭したことにより、いわゆる通常の小学校、中学校、高等学校で、競争により排除が起り、その結果として、特別支援学校等が上がってきたのか、あるいは、それこそ新自由主義的な考え方で、特別支援教育というのが出てきたのか。特別支援教育のそのもの出てきた背景のようなものが、何かははっきりしなくなりました。その辺りについてお聞きしたいのが1点です。もう1点は、特別支援教育について、それまで盲学校、聾学校、あるいは知的障害とか病弱の方とか、それぞれで教育されていたことは、特別支援学校になっていく。その結果、障害というもののとらえ方や定義が、変わってしまっているのではないかということも思うのですが、その辺りはいかがでしょう。

【落合】 確かに、小泉首相や安倍首相が新自由主義ということばを使い、それと同時に特別支援教育も動いたわけですけども、それは偶然ではないかという気がします。イギリスのようにウォーノック報告を立ち上げたマーガレット・サッチャーが新自由主義を徹底した人であり、これだけ明快な歴史的な一致というのは日本にはないと思うのです。私の思い込みかもしれませんが、最近、発達障害の子どもがすごく増えてきていると言われてます。実際に学校訪問すると、例えば、ADHD だとか、あるいは反抗挑戦性障害らしいと言われて、教育相談の対象となってきている子どもの多くに、家庭に何らかの弱さを抱えている子どもが多くなってきている気がするんですね。で、例えば、つい最近行った中学校であったことですが、学校ではADHDだといわれました。で、実際行って「お母さんどうしてる？」と聞くと、「お母さんは、自分が朝、学校に行く時には、まだ帰ってこない」と。「夜遅くから働いていて、朝ご飯を作られない、だから食べてない」と。そして、たまたま、パンを買うために外に出たら、先生に見つかって叱られたと。それで、非常に腹が立って、暴れてしまったと、そういう風な話を聞いて、日本の格差の問題、ICF という環境因子の悪化が発達障害と同じような課題を生んでいるのかと思っていました。OECD 諸国では、1番格差が大きいのはアメリカですけど、2位はトルコなんです。まあ、トルコは、多分、宗教的なものがあってですね、西洋と同じような考え方でよいのかは分かりませんが。続いて日本なんです。そういうことを考えると、格差が非常に大きくなってきて、子どもたちに家庭のストレスや家庭教育の力が落ちてくる、このようなことが学校で深刻な問題として起きてきているのではないかと。同じ事でイギリスでは新自由主義が失敗したんですね。社会的格差を作って、競争させようとしたが、社会的不安が出てきて結局は失敗してしまった。それで、第3の道に移行したわけです。ただ、日本の現状からすると、格差が生じてきているのは確かなのですが、それが新自由主義かというネーミングは別として、競争させるために格差を作っているかはわかりませんが、格差が出てきたというのは確かだと思うんですね。そこで、1993年のジニ係数を現在のものと比べてみると、1993年代は、今の北欧と同じくらいで、格差が少なかったのです。それを考えると、格差の問題からくる環境因子の変化も非常に影響するのではないかと思います。

【フロア】 日常生活の介護を受けながら生活している、障害者の会をやっている〇〇と言います。私は、教育問題を主にやっていて、教育は知識、していく意義、もともと子どもたちに得ることを前提に、この教育問題をやってきているつもりです。先ほど、ノーマライゼーション、インクルージョンと横文字が並んで、ノーマライゼーションというのは、1980年に国際的に広まったと思います。障害者の社会参加の平等を言ってきて、で、その前に、教育におけるインクルージョン教育というノーマライゼーションがあります。で、80年に国連の間で障害者の社会参加の平等ということはある。で、私たちは、学校を分けたわけじゃございません。ノーマライゼーションはあり得ないと思います。それはなぜかという、私たちの中学校高校時代は、養護学校がありました。今まで行けなかった障害者も養護学校に入ることができる。こんな子も、というような子が障害として入れる。今までの学校の教育では、入ることのできなかつた障害者が入ることができた。それも、地域が、養護学校に通わせ

ることができた。その当時、養護学校には教員がたくさんいて、1対1でした。そういう時代だった。で、今、〇〇県の特別支援学校の教育といたら、先生は、1人1人の好きなようにする方がいいといった方針です。それなら普通学校に行った方がまだいい。普通学校に行きたい人はたくさんいる。なぜ養護学校に行かなければならないのか。今、親ががんばれば、普通学校にも行けるわけです。無理矢理養護学校に行くよりも、地域の小学校や中学校に行って、たくさんいい出会いがある。いじめない、いじめられない、そんなものもあり、抵抗していく力とか、文句をいう力とかもその中で、自然についていくものだと思うんです。だから、特別支援学校があるとイケないとは思いませんが、そこに強制しないだと思います。できれば、地域の子どもと一緒に、喧嘩をしながら大きくなって、ごちゃごちゃ言いながら関わっていくことも必要だと思いますし、権利条約を読んでも、同じことを言っていると思います。私も子どもがいます、子どもにとって親が障害者であることは、当たり前なのです。子どもの方がきちんと親を見ている。だから、大人になって出会うよりも、子どもの時に出会っていないことが問題なのです。偏見は大人の側から子どもに流れます。やはり子どもは子ども同士の中で自然に学んでいくのです。

【落合】 ありがとうございます。今の内閣府の障がい者制度改革推進会議の中でも、同じような議論が出たようですけれども、ありがとうございます。何か他にございませんでしょうか。

【フロア】 〇〇府のある保育所で、逆統合、つまり障害を抱えた子どもたちの中に、障害がない子どもが多数入る方法で、障害を抱えていない子どもが入って、障害を抱えた人たちの中で、障害を抱えていない自分が暮らすということは、一体どういうことを学んでいます。だから、今のおっしゃった逆を経験し、どのようにすればそういう人たちと、共に生きる社会を作っていくかということをやってらっしゃった保育所があったんですね。今はもうやってないですけれども。でも、非常にいいことだと思います。

【落合】 ありがとうございます。〇〇府の〇〇市辺りでは、1973年辺りから統合教育という流れで行っていたと思うのですが、そのことと、例えば今、合理的配慮をしようということがあります。そのことが、同じかどうか問われるのではないかと。例えば、皆一緒というスローガンがあったとして、重度のお子さんがいても皆と一緒に仲良くしてそれで良いという形になっていたと考えられます。ところが、合理的配慮となると、例えば、重度の肢体不自由のお子さんがいた時に、皆と一緒にというだけではなく、その子の教育的ニーズに沿った教育課程を組み、リハビリテーション的な対応をしなければならない。さもないと側彎がでてきて大変なことになる。そうすると、今までの皆と一緒にやるということ、それに加えて合理的配慮もしなければならないということは、随分違うのではないかとということをする人もいます。その辺りのところは、どうお考えでしょうか。

【フロア】 あまり合理的配慮ということばにふれる時がありません。この間、先生に聞いたら、例えば車いすの人がエレベーターで行く、それが合理的配慮だと思うのです。それは、障害者の様々な中の権利であり、生きていくために、できないことをやってもらうのが、障害者の権利であり、別に配慮でも何でもないと私は思います。で、それと権利条約で言っている、訳語ですが、合理的配慮という、ややこしいことばになっちゃったと私は周りから聞いて、日本語の訳は、もともとの英語を日本語に直すためにややこしくなったと聞いています。だからどこに行くのにも合理的配慮がついてまわると思います。障害者がどこか行くたびに人が必要、どこに行くのにもエレベーターがいるし、スロープも必要ですし、それらを障害者は皆必要ですし、作ってくれというのも多くの意見です。もう1つ、生涯、地域で生きていく子どもたちと同じように、移動する時にスロープがある、エレベーターがある、介護がある、車いすを押してくれる。学校でも同じなのです。では、なぜ学校はそういうことをしないのかということの方が問題だと思います。

【落合】 ありがとうございます。例えば、耳の聞こえない人に手話を教えるとする、それは強制なのか。しかし、例えばヘレンケラーに手話を教えなかったら、思考の手段としての言語の獲得はできなかったわけです。手話なり点字なりを覚える作業が必要だったわけですね。そのこと、今言われたことと相入れない、裏表の、矛盾する部分もあると思うんですけれども、その辺りはどうお考えでしょうか。

【フロア】 合理的配慮というのは、混ぜこぜに考えてはいけないと思いますが、それは入ったりするものではないかとは思っています。合理的配慮ということで、特殊な配慮ということで、専門的なことというのがすごく重視されているのは、もちろん大事なのですが、特に特別支援の中ではものすごく専門に特化してしまっています。教職員の方も、通常の小中学校の教員の意識と、あるいは特別支援教育の教員の意識とは分かれているというよ

うなことを感じます。だから、インクルーシブを進めていく上で、通常の学校の教員が、支援や障害理解に関するような専門的教育もしていく必要があるのですが、特別支援の教員も、もう少し幅広く、通常学級での教育の在り方について勉強しなければならないと思います。

【落合】つまり、皆と場所的に共有しても、それぞれ中身に対応するような、あるいは、実質的に対応できるような、そういう支援体制ということがないと一方通行になってしまうのではないかとことですね。

【フロア】先程、落合先生がご紹介された、私、〇〇府〇〇市の教育委員会に勤めています、〇〇といます。全国的に「〇〇市は…」と言われることがあるのですが、統合教育を進めていく形と言われるんですが、私たちにはそういった意識はあまりありません。言うなれば、当たり前のことだと思っています。しかしながら、非常に状況は厳しいです。と言いますのは、現行の制度において、どういう状況の子どもさんであっても、障害があるうがなかろうが、朝に親御さんとけんかをして、嫌な気分の子どものさんもおられるわけです。今日は、給食が楽しみでルンルン気分であられるお子さんもおられるわけです。

しかし、現行の制度においてこの状況を維持するのは厳しい状態です。今日参加させていただいたのも、インクルーシブ教育になっていく、制度が変わることを前提に国が様々話をしているということで、大きな期待もしながら、〇〇市が現在やっていることができなくなることは、避けなければなりません。決して特別なことをやっているわけではないのですが、状況は難しいです。それは、現状が無理のある状況であると思います。別に対立するとかではなく、これからどうあるべきなのかを、〇〇市においても考えていかなければなりませんし、できている部分もたくさんありますが、できてない部分もたくさんあります。

何をどのようにお話ししているのか分かりませんが、私たちが悩むのは、当たり前だと言っていますが、他府県から情報を聞きつけられて、〇〇市に移りたいんですと言って来られる方が、毎年おられます。日本各地から来られます。世界から問い合わせもいただきます。「日本によった時には、〇〇市に住みたい」そうおっしゃっていただけるのは、大変ありがたいのですが、特別なことをやっているわけではないし、現行の制度においてやっている。だから、先生たちも私たちも極めて、難しい状況におかれながらやっています。それは特別だとは思っていないのですが、〇〇市に来ていただきたいと言いたいのですが、そう思えないというか、これが非常につらいです。ですから〇〇市に限らず近隣市町とかある程度やっていると思いますが、日本国中、世界中がやはり、どうあるべきなのかを考える必要があると思いますし、これが絶対に正しい答えであるようなことはないのかなとも思います。

是非、〇〇市がどんな感じなのか、見に来ていただけたら可能な限りご案内いたします。保護者からは私たちは怒鳴られながら、先生たちからも私たちは怒鳴られながら、日々を過ごしています。他の他府県や様々な立場の方ともお話をし、いいやり方につながっていけばと思います。

【フロア】是非一言。先生も、教員にどういう専門性があれば、そういう状況を当たり前として、捉えられるのか、そこを一言言っていたらいい状況になりますよ。

【フロア】全国的に言ったら特別支援教育、〇〇府では支援教育と言いますが、〇〇市では、養護教育という名前を使っています。名前が問題じゃないと言われるようになっていきますね。私も、全然専門家ではありません。中学校の教師でした。教育委員会に来て10年ちょっとになり、行政関係は長くなりましたので、そういう意味では、専門家風になっているかもしれませんが、専門、専門って言い過ぎですよ、と私は思っています。専門家で、医学的とか、障害のことを分かっているとか、それはそれで大事なことだとは思いますが、それなら、そういう方は、学校とか行政とか、〇〇市を応援してよと思います。それよりも、この状況をどうしていくのかということ、一所懸命考えていくということが大事かと。専門性がなければ、保護者の方でも、うちの子は発達障害ですとおっしゃる方ともよくお話ししますが、うちの子にはこういう指導をしてくださいと求められます。それは、可能な限りそれをやりますが、別にできませんとも言いません。なかなか専門的にやるということのよさとか、そしたら専門性がなければ何もできないという話になって、専門的なことをやってくれるところでやってくださいといった話になりえてしまうのかと思うのです。それは、皆がそれを目指さなかんのでしょうけれども、専門性と言いつつは、やはり裏返しの話にもつながっていくのではないかと考えています。

【フロア】専門的なことをするのは養護学校の先生となっている。ところが養護学校の先生は、大学に行き、養護教育専門を学ぶような方法を、障害教育専門の勉強だと考えている。これまでは、障害のある子に対する教育

には、免許を持っていない教員もいたし、むしろその方が多かった。だから、健常児への指導をもとに指導するしかない。養護学校の先生は、みんな養護学校の先生として勉強してください。専門性が必要と言っている人もいます。それに、特別支援教育においても、免許を必死で取る人がいます。でもそれまで専門家の先生は、ほとんど養護学校にはいなかったのです。何年も障害の子と関わっているのです。障害者の意見を考えるべきだと思います。20年以上も障害児教育をやったら、それなりのことは身につくと思います。経験は物を言います。今からは、障害児教育や特別支援教育の1つの未来だと思います。

【落合】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【フロア】 ここで質問するのが適当かどうかは分からないのですが、障がい者制度改革推進会議での意見が、閣議決定された場合に、教育に与える影響というのは、どのようなものなのか。本当に特別支援教育からインクルーシブ教育への変化をされるのか。特別支援教育が始まったばかりで、これからという時に、どうなるのか。特別支援教育だけでもかなりいかなせることがあると思うのですが、その辺りがもし、どのように変わっていくのかということが分かれば、少し説明していただきたいです。

【落合】 具体的にどのように話が進んでいくのかということですね。私は分かりませんが、各省庁の中で上に行けばいくほど、法令が通った時には大きな変化をしなければならないという意識があると思います。随分速い動きになるのではないかと感じております。

【フロア】 そうした場合、今は、例えばインクルージョンの歴史的背景があって動いていると思うのですが、文科省の中では、インクルージョンの考え方ではないと思いますので、その中でインクルージョンをやっていく時に、どのような社会を作っていくためにやるのかということ、十分に精査する必要があると思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

【落合】 内閣府のホームページを見れば、すべて公開されていると思うのですが、よく言われているのは、教育関係者がいないということです。それから、制度改革の中で、障害のある人に直接関係する制度と、それを受けて様々動く制度がありますね。例えば教員養成です。ですから、例えば原則として障害のある子どももない子どもも、小中学校の通常学級に在籍するとすれば、小中学校の教員養成の仕方も変わらざるを得ない。大きな変化が必要で、それに関係する人々の議論というもの聞かなければならない。そうすると、短い時間で可能なのかという心配もあります。ですから、きちんと準備をしておかないと、障害のある子どもたちが通常の学級にいた時に、一体どうすればよいのかと迷う教員が出てくるのではないかと思います。

【フロア】 そういう点での限界をとっても心配しております。特別支援教育になりましたが、指導する教員は全く追いついていない。結局専門性のない先生を育てる。それによって、満たされる部分と欠如している部分が交差しているんですね。何をもちょう良い教育とするかをよく考える必要があると思いますし、試算で約2兆円を教員の配置と想定していますが、無駄に教員を配置しても、高度な専門性をもっている可能性はない。我々がどのような社会を作ろうとしているのかを考えなければ、根本的な問題解決はないと思います。

【落合】 そういう意味で、ウォーノックとかサッチャーの話をしたわけですけども、やはり国のあり方、それは、サッチャーリズムの時は間違ったやり方だったのかもしれない。でも、他に代案がなかったからやったというのが彼女の言い分です。そうすると、社会のあり方をイメージしながら改革を実行する必要がでてくると思います。結局は、障害者の権利だけではなくて、地域の責任も必要です。それは、ある意味サッチャーのノーマライゼーションの考え方は正しいと、個人的に思うんです。障害者の権利、それから地域の責任という両方がある初めて、障害のある人々が地域の中で生活して生きていける。そこは、間違っていないのではないかと。障害者というけど高齢者もそうですから。支援が必要な人をどうするかという、本当に大きなビジョンで考えていかないと、大変な事態になるのではないかと、ひしひしと感じています。

【フロア】 今日は、落合先生がおっしゃった、共生社会、インクルージョンですが、私は、インクルージョンになったら、世の中変わると思うんです。資料に「権利の主体」と書いてあるのですが、障害者であろうがなかろうが、結局は「権利の主体」ですからね。お任せではなく、自分の「権利の主体」として、自分の権利がどこまで行使できるか。そういった力をもった国民が増えたら世の中変わると思っています。ですから、特殊教育的な、時代主義的な、そういった社会を皆でつくりあげることが大事だと思っています。当時は、先ほど専門性ということを出しましたが、専門性のベースが何かと言ったら、特別支援の知識や技術ではなく、子どもたちの権利に

対して、教員として自分は間接的な部分や直接的な部分で何ができ、子どもたちとどう関わるのか、そういう見方に立たないとだめになります。私は、小さな大学で教員養成をやっていますが、障害学とかそういう研究授業とか、もちろん私は関係してきますけれども、障害学という観点でものをみたらだめだと思います。社会保障だ、人権保障だと、そういう観点で、学生たちにやっています。ですから、この「権利の主体」という部分をどれだけ私たちが引き受けることのできるかという点で、インクルーシブがうまくいくかどうかの分かれ目になると思います。

【落合】 私は、個人的には、医療モデル、教育モデル、社会モデルというように、今、障がい者制度改革推進会議では、社会モデルに移行したという見方していますが、私は医療モデルで解決できる障害、教育モデルが必要な子ども、社会的モデルも必要な子どもというように、それぞれのモデルが継続したり重複したり、解決できて途切れたりするようなものではないかと思います。医学的モデルに頼らざるを得ない障害があるかもしれない。例えば、医療的ケアが必要だという、そういう子どもがいるかもしれない。例えば、補聴器を入れる時には、医学的なモデルで解決できるかもしれない。教室で授業を実際に行う場面では、教育モデルで考えなければならない。しかし、周りの人に理解とかだったら、社会的モデルも必要かもしれない。こういう、途切れるのではなくて、それぞれのモデルの度合いが人によって違うのではないかと思うんです。

【フロア】 では、今みたいに、社会モデルとか、医療モデルとかは、ずっと個人の責任であるという感じでやってきたことに対して、障害と言ったら完全に障害ですから、そういった観点でみたら、自分たちで、どこまでのができて、どこまでが支援が必要かということを経験的な見方ができるかということは、先生と同じようなとらえ方です。

【落合】 ただやはり、これまで、それぞれのモデルに対する軸足の置き方というのがありました。内閣府の意見では、軸足をあまりにも医学的モデルに向き過ぎたのではないかという言い方であって、完全に切り替えろという話とは、ちょっと違うのではと個人的には考えます。

【フロア】 言いたいことがあっても、ほぼ伝えられないこの時代がおかしいのではないかと、私は思うんです。いつまでたっても、そんなことでは、変わらないと思うんです。いつまでも障害者の社会参加を奪う人がいると、私は思っているんです。この権利条約の中に、障害者の保護のために必要だと言われていることだと思うんです。ただ、教育において、保護されるばかりじゃなくて、きちんと自分の意見を言える時代はインクルーシブ教育の中で行なわれるべきだと思うのです。障害者が地域の学校に、必要な支援を入れることについてことばで言えない人もいます。知的障害の子どもはどうなると言われていますが、我々は7歳から一生です。それを将来のために、小さい頃から一緒にいることができ、大人になっても付き合いのあるようなことができる。やはり、小さい頃からお互いに教育を受ければ、障害があっても、できないこともできるのではないかと思います。それがインクルーシブ教育だと思っています。

【フロア】 インクルーシブ教育について語る人たちは、今のところは障害者当事者だったり、特別支援学級の人だったり、あるいは、大学では特別支援教育の先生たちであったりすると思うのですが、今後は小中学校の方で、インクルーシブという概念によって包み込んでいく社会を実現していく。あるいはもっと広い観点で考えていかなければと思います。そういうことは、たびたび紹介したり、よりよい社会を考えていく、例えば、外国の制度だとか。子どもたちにも、実際に教室の中にいるかもしれないので、そういうことを教育していく。そういう子どもたちを包んでいくインクルーシブ教育という、やはり理想を立てながら、一方で、現実的なことは現実を見る。理想だと言って、それ以外を否定することなく、その議論を深くしていくようにやっていくのが大切だと思います。

【落合】 子どもの権利条約で同じことがあったと思います。批准したけれども、様々な課題を残したままかなり長い時間たっているけれども、子どもの虐待は絶えないという。そういうことを聞くと、やはり、本当に、何を解決するために障害者権利条約を批准するのかということを中心に、現実をよく見て、何が課題なのかをきちんと押さえてやる必要があると思います。これは、子どもの権利条約、それから女性の権利条約もそうですけれども、やはりもう少し現実というものを見ながら、様々な課題を解決するための1つの方法として考えていくことが必要だと思います。特にICFで、環境因子ということが言われていますけど、もう1つ大事なことは、ICFというのは、生まれながらの障害者だけでなく、高齢になったり病気をしたり怪我をしたり、あるいは女性であれば妊娠したりする。そういう状態の中で、誰でも支援を必要とする考え方であるわけですから、ましてや、

世界で最も高齢者の多い日本ですから、ICFの考え方は、本当に我々の生活にかかわる大きな捉え方だと思います。そういう意味で、共生社会とインクルージョンは、あまり議論されたことはありませんが、これから具体的にどうということなのかということ、あるいは現実的にどうしたらいいのかということ話し合っていく必要があるのではないかと思います。これで分科会1を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

Ⅶ. 分科会2 就学支援と保護者への情報供給システム

司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 小林 秀之（現 筑波大学）・林田 真志
記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 船津 守久

【小林】 就学支援と保護者への情報供給システムの分科会を開催させていただきたいと思います。この分科会を司会・進行という形で務めさせていただきます広島大学教育学研究科小林と申します。よろしくお願いいたします。

【林田】 広島大学教育学研究科の林田と申します。よろしくお願いいたします。

【船津】 同じく広島大学教育学研究科船津と申します。総合協議の際はこの分科会で話し合われた内容を船津の方から取りまとめて全体にご報告させていただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林】 大学の講義室ですので、真ん中に立つのはいかにも講義みたいですので、我々もこちらに座らせていただいて同じレベルで様々な意見を交わせたらと思っております。よろしくお願いいたします。

この就学支援と保護者への情報供給システムということなんですけれども、実は本来はここだけ取り出してやるというのは非常に難しく、他の分科会でインクルーシブ教育と合理的配慮という分科会がございますけれども、合理的配慮の内容なりや方向性なりが見つからないまま就学支援の在り方だけ意見を交わしたりしても、本当は2ついっぺんの方がいいなという思いはあったのですが、2ついっぺんにしてしまうとあまりにも話題が多くなり過ぎてしまうために、ちょっと就学支援という形、あるいは保護者への情報供給システムという形で別個に取り上げさせていただいています。いわゆるここで何かを決めなくてはいけないというよりも、今後の方向性であったり、あるいは現在、もしかすると改善しないといけない問題点、そういったものをフロアの先生方といっしょに議論していけたらいいのかとイメージしておりますので、どうぞ積極的なご助言をお願いできればと思っております。それで、内容的には午前中、荒川先生、下山先生、うちの落合の方からの報告でいたい全体像はご理解いただいていると思うんですけれども、この分科会に関連して最初に10分ほどいただいて合意という今の状況整理をしたいと思えます。まず最初、推進会議の方で打ち出している方向性を確認したいと思えます。

まず1点目は「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」これと「本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。」というような方向が打ち立てられています。実は私、視覚障害が専門なんですけれども、同じ感覚障害といった場合になぜ聴覚障害だけがこうやって取り出されてしまうのかという疑問は感じております。まあ推進会議の教育に関する研究者を見ますと、なかなか視覚障害に関して積極的な発言をしてくださる委員の方がいらっしゃるということがその背景の1つかという気もしております。

それから2点目ですが「特別支援学校に就学先を決定する場合及び特別支援学級への在籍を決定する場合」この次ですけれども「就学先における必要な合理的配慮および支援の内容を決定するに当たっては」この「就学先における必要な合理的配慮および支援の」とは通常の学級に籍を置く場合というような言い方、通常校に籍を置く場合というような言い方に解釈しています。そういう場合には「本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務づける仕組みとする。」で「合意が得られない場合には、インクルーシブ教育を推進する専門家及び障害当事者らによって構成される第三者機関による調整を求めることができる仕組みを設ける。」ということで、この第三者機関というのがどのような機関になるのかということのも1つ大きな焦点かと思えます。この文言だけを見ると、何かインクルーシブ教育・通常の学級で学ぶことが望ましいんだ。それから障害当事者が「そうするべきだ。そうするべきだ。」というような怖い機関になってしまうかもしれない。私自身の個人的な意見を述べていいのかわかりませんが、やはりこういった第三者機関を設置するというのは教育委員会なりがきちんと構成メン